

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年12月5日

横浜市契約事務受任者
鶴見区長 渋谷 治雄

1 契約の概要

鶴見区鶴見中央一丁目地内下水道本管緊急補修工事
（内径250mm下水道本管（合流）修繕工 一式）

2 履行（納品）場所

鶴見区鶴見中央一丁目2番4号地先から鶴見中央一丁目8番9号地先まで

3 契約日

令和4年6月27日

4 履行日又は履行期間

令和4年6月27日から令和4年12月6日まで

5 契約金額

¥1,312,300. -（うち 地方消費税等相当額 ¥119,300. -）

6 契約の相手方（名称及び所在）

請負人 宝建設株式会社

住 所 神奈川県横浜市神奈川区新子安1-16-22

代表者 代表取締役 並河 豊満

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

鶴見区鶴見一丁目地内において、内径250mm下水道本管（合流）の破損が原因で道路内に空洞が発生しており、道路陥没の可能性が非常に高い状態にありました。緊急措置として下水道本管の修繕工事を行うとともに空洞部分の埋戻しを実施する必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

宝建設株式会社は、今年度の鶴見土木管内下水道修繕工事（その3）にて隣接箇所の修繕工事を行っているため現場状況を熟知していました。また、同様の工事を施工しているため本工事に関する経験が豊富であり、早急な対応が可能であったことから、緊急修繕業者を選定しました。

9 所管課

鶴見区鶴見土木事務所